

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画（第5回）について

《行動計画内容について》

1. 計画期間の期間：平成30年4月1日から平成33年3月31日まで
2. 具体的計画内容

目標 1	男性の育児休業取得の取得促進の措置を図り、男性の育児休業取得率10%以上の実現を目指す。
------	--

目標 2	休暇制度の利用促進のため、一人当たり平均年間10日以上の年次有給休暇・特別休暇の取得促進を図る。
------	--